



2 消安第 1986 号 - 2

令和 2 年 8 月 20 日

青森県農林水産部食の安全・安心推進課長 様

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

腐葉土・剪定枝堆肥の生産・出荷の見直しに係る「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について」の一部改正について

腐葉土・剪定枝堆肥については、原発事故の影響により、暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されたこともあり、また、管理も困難であることから、新たな生産・出荷及び施用を控えるよう 17 都県に対して要請してきたところです。

原発事故から 9 年が経過し、自然界中の放射性セシウム濃度が低下し、暫定許容値を超える腐葉土・剪定枝堆肥が生産されるリスクも低下傾向にあります。

一方、これまでの調査から、土壌の混入、窪地や側溝にある落ち葉を原料として使用する等、生産管理が適切に行われなければ、暫定許容値を超える腐葉土・剪定枝堆肥が生産されるおそれがあることが明らかになったところです。

このような状況を受け、製造業者が原料の収集から製品の生産・出荷までの工程を都道府県の指導の下で適切に管理することを前提に、腐葉土・剪定枝堆肥の生産・出荷に係る要請を見直すこととしました。

以上より、「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について」（平成 23 年 8 月 5 日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知 23 消安第 2561 号）の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、また、別添 2 及び別紙様式を加え、令和 2 年 7 月 31 日より施行することとしたのでお知らせします。これに伴い、「放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導マニュアルについて」（平成 23 年 11 月 1 日付け農林水

産省消費・安全局農産安全管理課長通知 23 消安第 3838 号) は廃止します。

